

議案第48号

三田市総合文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市総合文化センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成22年6月7日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市総合文化センター条例の一部を改正する条例

三田市総合文化センター条例（平成17年三田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2 1 各施設の基本利用料金の部小ホールの款楽屋小(2)の項を次のように改める。

楽屋小(2)	300	400	400	800	900	1,300
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-------

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市総合文化センター条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可申請に係る利用料金について適用し、同日前の利用許可申請に係る利用料金については、なお従前の例による。